

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC)の推進 による「ふるさと・徳島回帰」の実現	徳島県	首都圏から本県ゆかりの高齢者の移住を促進し、地方への新たな人の流れを創出することにより、将来的な介護余力や地域に賦存する空き家等の資源を有効活用するとともに、もって地方における雇用確保と首都圏の介護需要の抑制に寄与する。 また、中山間地など過疎地域を中心に、地域包括ケアの推進や、全国屈指の光ブロードバンド環境を活用した安否確認システムの導入、UAV・遠隔医療などの近未来技術の実証実験など、関係団体・県内大学等と連携し、高齢者一人ひとりが安全・安心に、そして「ふるさと・徳島」の地域社会の一員として健康でアクティブな生活を過ごせる、日本版CCRC・徳島モデルの取組を推進し、全国に向けて発信する。	○本県ゆかりの高齢者の地方回帰を促進することにより、首都圏の高齢化対策・介護需要抑制に寄与するとともに、地方における雇用の場創出に繋がり、介護従事者等の人材育成の促進や、首都圏からの労働力流入、ひいては地方創生の実現が図られる。 ○「日本版CCRC・徳島モデル」の推進により、空き家など既存ストックの効果的な活用促進が図られるとともに、新たなビジネスモデルの確立・高齢者市場の開拓が進み、地域経済の活性化が図られる。 ○健康でアクティブな高齢者の生活を包括的に支援することにより、健康増進・認知症防止に繋がり、ひいては医療費の削減が図られる。	「サービス付き高齢者向け住宅」のサービス拠点施設について、平成27年4月から資格者等が常駐する場所として、近接する建物(歩行距離で概ね500m以内)まで範囲が拡大されたが、車社会である地方では日常生活圏域が広く、また、中山間地域では集落内に建物が点在することが考えられることから、範囲内に効果的な常駐場所を確保するのは困難な状況がある。	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成27年3月31日 老高発0331第2号 国住心第227号)	サービス拠点施設については、地域の実情にあわせ、車での巡回などの移動型拠点を認めることを含め、見守り要件の更なる距離的緩和を図る。
					「サービス付き高齢者向け住宅」の必須サービスの提供者については、指定居宅サービス事業者等の事業者、または医師や看護師等の専門職に限られているため、対象となる住居が広範囲に分散する場合など、採算面等から事業者の参入促進を阻害する要因となることが考えられる。	国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第11条	必須サービスの提供については、事業者との緊密な連携を確保した上で、地域の見守り活動の主体である自治会や消防団・民生委員・老人クラブ等を活用できるよう資格要件を緩和する。
					「サービス付き高齢者向け住宅」については、「高齢者居住安定確保計画」を策定することで登録基準の緩和又は強化することが可能となる。また、地方住宅供給公社による住宅改良事業等についても同計画に位置づければ実施が可能となっている。ただ、計画の策定には時間と多岐にわたる調整を必要とするため、迅速な事業の取組に支障がある。	高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条、第5条、第7条、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第8条、第9条、第10条、第11条	国家戦略特区における区域計画等への記載により、高齢者居住安定確保計画を定めずに、迅速な「サービス付き高齢者向け住宅」の登録基準の緩和・強化を可能とするとともに、地方住宅供給公社による住宅の改良に関する事業を実施できるものとする。

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC) の推進 による「ふるさと・徳島 回帰」の実現	徳島県	(前ページと同様) 首都圏から本県ゆかりの高齢者の移住を 促進し、地方への新たな人の流れを創出す ることにより、将来的な介護余力や地域に 賦存する空き家等の資源を有効活用すると ともに、もって地方における雇用確保と首都 圏の介護需要の抑制に寄与する。 また、中山間地など過疎地域を中心に、 地域包括ケアの推進や、全国屈指の光ブ ロードバンド環境を活用した安否確認システ ムの導入、UAV・遠隔医療などの近未来技 術の実証実験など、関係団体・県内大学等 と連携し、高齢者一人ひとりが安全・安心 に、そして「ふるさと・徳島」の地域社会の一 員として健康でアクティブな生活を過ごせ る、日本版CCRC・徳島モデルの取組を推 進し、全国に向けて発信する。	(前ページと同様) ○本県ゆかりの高齢者の地方回帰 を促進することにより、首都圏の高 齢化対策・介護需要抑制に寄与す るとともに、地方における雇用の場 創出に繋がり、介護従事者等の人 材育成の促進や、首都圏からの労 働力流入、ひいては地方創生の実 現が図られる。 ○「日本版CCRC・徳島モデル」の 推進により、空き家など既存ストック の効果的な活用促進が図られる とともに、新たなビジネスモデルの 確立・高齢者市場の開拓が進み、 地域経済の活性化が図られる。 ○健康でアクティブな高齢者の生 活を包括的に支援することにより、 健康増進・認知症防止に繋がり、ひ いては医療費の削減が図られる。	介護施設等への入所に伴い、施設 の所在地に住所を移転した被保険 者は、引き続き従前市町村の被保 険者とする「住所地特例制度」につ いて、平成27年4月から「サービス 付き高齢者向け住宅」へ適用が拡 大となったが、必須サービス(安否 確認・生活相談)のみの場合はそ の対象となっていない。	介護保険法第13条	「サービス付き高齢者向け住宅」について、必須サービス(安 否確認・生活相談)のみの場合も、介護保険の住所地特例を 適用する。
					介護サービスが不要である本県ゆ かりの健康な高齢者が実家等に里 帰りする場合には、介護保 険の住所地特例の対象とならない ため、将来的な受入市町村の負担 増大に繋がる可能性があり、高齢 者移住の促進が進まないことが考 えられる。	介護保険法第13条	本県ゆかりの健康な高齢者が、実家等に里帰りする場合に ついて、「サービス付き高齢者向け住宅」の必須サービスと 同等のサービスを、自治会や消防団など地域の見守り体制 を活かして市町村が提供する場合は、住所地特例の対象と する(みなしサ高住)。
					空き家等の効果的な活用を図るた め、地方自治体が直接的かつ安価 (実費相当)な内容で、移住希望 者に対する「移住体験ツアー」等 を実施する場合でも、旅行業の登 録がなければ募集・催行すること ができない。	旅行業法第2条、第3条	地方自治体又は一定要件を満たすNPO法人等(まちづくり の推進や農山漁村・中山間地域の振興など、移住促進に繋 がる活動を行っている団体であり、自治体や地域の宿泊事 業者(農林漁家民宿等含む)・住民団体等と密接な連携のも と、非営利で企画・実施する場合)が直営で行う移住希望 者への「移住体験ツアー」等の実施については、旅行業法の適 用除外とする。
					空き家を戸建て住宅からシェアハ ウス等の高齢者施設に用途変更 する際、寄宿舎に該当する施設とな るため、階段の設置数をはじめ建 築基準法上の規定に適合させるた めの施設改造等を行う必要があ る。	建築基準法第86条の 7、第87条、建築基準法 施行令第137条の7	一定規模以下の戸建て住宅の空き家について、増築を伴わ ず、かつ一定の防火対策等の措置を講じた上で、高齢者等 のシェアハウスや福祉施設として使用する場合は、建築基準 法上の「戸建て住宅」の用途基準を適用する。

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
徳島県	日本版CCRC・徳島 モデル (vs東京型・CCRC) の推進 による「ふるさと・徳 島回帰」の実現	徳島県	<p>(前ページと同様) 首都圏から本県ゆかりの高齢者の移住を 促進し、地方への新たな人の流れを創出す ることにより、将来的な介護余力や地域に 賦存する空き家等の資源を有効活用すると ともに、もって地方における雇用確保と首都 圏の介護需要の抑制に寄与する。 また、中山間地など過疎地域を中心に、 地域包括ケアの推進や、全国屈指の光ブ ロードバンド環境を活用した安否確認システ ムの導入、UAV・遠隔医療などの近未来技 術の実証実験など、関係団体・県内大学等 と連携し、高齢者一人ひとりが安全・安心 に、そして「ふるさと・徳島」の地域社会の一 員として健康でアクティブな生活を過ごせ る、日本版CCRC・徳島モデルの取組を推 進し、全国に向けて発信する。</p>	<p>(前ページと同様) ○本県ゆかりの高齢者の地方回帰 を促進することにより、首都圏の高 齢化対策・介護需要抑制に寄与す るとともに、地方における雇用の場 創出に繋がり、介護従事者等の人 材育成の促進や、首都圏からの労 働力流入、ひいては地方創生の実 現が図られる。 ○「日本版CCRC・徳島モデル」の 推進により、空き家など既存ストック の効果的な活用促進が図られる とともに、新たなビジネスモデルの 確立・高齢者市場の開拓が進み、 地域経済の活性化が図られる。 ○健康でアクティブな高齢者の生 生活を包括的に支援することにより、 健康増進・認知症防止に繋がり、ひ いては医療費の削減が図られる。</p>	<p>市街化調整区域内において、農家 住宅・分家住宅の空き家を賃貸住 宅にする場合、または空き家を高 齢者施設にする場合については、 都道府県知事の許可を受けなけれ ば用途変更できない。</p>	<p>都市計画法第34条、第 42条、第43条</p>	<p>市街化調整区域内において、農家住宅・分家住宅の空き家 を賃貸住宅にする場合、または、空き家を高齢者施設にする 場合については、一定要件を満たす場合に限り、都道府県 知事への届出をもって用途変更できるものとする。</p>
					<p>地域で高齢者支援事業などを展開 するため、新たなNPO法人を設立 する際、申請書類の縦覧期間が 2ヶ月かかるなど、事業の迅速なス タートアップに支障があるとともに、 NPO法人設立活性化を阻害して いる。</p>	<p>特定非営利活動促進法 第2条、第10条(※国 家戦略特別区域法(一 部改正)第24条の4)</p>	<p>NPO法人の設立認証申請時の縦覧期間を2週間に短縮す るなど、事業のスタートアップに向けた迅速化を図り、NPO 法人設立の活性化を図る。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC)の推進 による「ふるさと・徳島回帰」の実現	徳島県	<p>(前ページと同様)</p> <p>首都圏から本県ゆかりの高齢者の移住を促進し、地方への新たな人の流れを創出することにより、将来的な介護余力や地域に賦存する空き家等の資源を有効活用するとともに、もって地方における雇用確保と首都圏の介護需要の抑制に寄与する。</p> <p>また、中山間地など過疎地域を中心に、地域包括ケアの推進や、全国屈指の光ブロードバンド環境を活用した安否確認システムの導入、UAV・遠隔医療などの近未来技術の実証実験など、関係団体・県内大学等と連携し、高齢者一人ひとりが安全・安心に、そして「ふるさと・徳島」の地域社会の一員として健康でアクティブな生活を過ごせる、日本版CCRC・徳島モデルの取組を推進し、全国に向けて発信する。</p>	<p>(前ページと同様)</p> <p>○本県ゆかりの高齢者の地方回帰を促進することにより、首都圏の高齢化対策・介護需要抑制に寄与するとともに、地方における雇用の場創出に繋がり、介護従事者等の人材育成の促進や、首都圏からの労働力流入、ひいては地方創生の実現が図られる。</p> <p>○「日本版CCRC・徳島モデル」の推進により、空き家など既存ストックの効果的な活用促進が図られるとともに、新たなビジネスモデルの確立・高齢者市場の開拓が進み、地域経済の活性化が図られる。</p> <p>○健康でアクティブな高齢者の生活を包括的に支援することにより、健康増進・認知症防止に繋がり、ひいては医療費の削減が図られる。</p>	<p>本県の公証役場は徳島市・鳴門市の県東部2市にのみ所在しており、県西部や南部などにおいて創業等行い、会社を設立する場合の定款認証について、申請者が公証役場で面前確認を行う必要があることから、事業の迅速なスタートアップに支障があるとともに、申請者の負担が大きいところである。</p> <p>過疎地域で在宅医療を行う医療機関の多くは専門職の確保が難しく、他の医療機関付設の訪問リハビリステーションを利用する例が多いが、その場合は改めて当該医療機関の医師による診断が必要となり、患者の負担や不安も大きい。</p> <p>過疎地域では、遠隔地にある訪問看護ステーションからサービスを受けていることが多く、利用者はタイムリーなサービスを受けにくい状況にあるとともに、サービス提供側は遠距離の移動を余儀なくされ、訪問看護師への負担が大きい。</p>	<p>公証人法第18条、会社法第26条、第30条 (※国家戦略特別区域法(一部改正)第12条の2)</p> <p>介護保険法施行規則第8条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第76条、77条</p> <p>介護保険法第74条、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条</p>	<p>申請者が面前確認のために公証役場へ赴く負担を軽くするため、地域経済団体との連携のもと、公証人が県西部や県南部地域など、公証人役場外において、定款の認証を行うことを可能とする。</p> <p>過疎地域に限り、病院・診療所・介護老人保健施設でなくとも、専門的な研修を受けたりハビリ専門職による「単独型訪問リハビリステーション」の開設を可能とする。このことにより、在宅医(かかりつけ医)の診断及び当該リハビリ専門職への直接指示による、効果的・効率的な訪問リハビリテーションの提供が可能となる。</p> <p>過疎地域に限り、一定の要件(一定の人員を要する訪問看護ステーションとの連携やICT活用によるバックアップ体制の確保)のもと、開業要件である看護師等の配置基準を緩和(現状2.5人からの緩和)し、「過疎地域型訪問看護ステーション」の開設を可能とする。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
徳島県	日本版CCRC・徳島 モデル (vs東京型・CCRC) の推進 による「ふるさと・徳 島回帰」の実現	徳島県	(前ページと同様) 首都圏から本県ゆかりの高齢者の移住を 促進し、地方への新たな人の流れを創出す ることにより、将来的な介護余力や地域に 賦存する空き家等の資源を有効活用すると ともに、もって地方における雇用確保と首都 圏の介護需要の抑制に寄与する。 また、中山間地など過疎地域を中心に、 地域包括ケアの推進や、全国屈指の光ブ ロードバンド環境を活用した安否確認システ ムの導入、UAV・遠隔医療などの近未来技 術の実証実験など、関係団体・県内大学等 と連携し、高齢者一人ひとりが安全・安心 に、そして「ふるさと・徳島」の地域社会の一 員として健康でアクティブな生活を過ごせ る、日本版CCRC・徳島モデルの取組を推 進し、全国に向けて発信する。	(前ページと同様) ○本県ゆかりの高齢者の地方回帰 を促進することにより、首都圏の高 齢化対策・介護需要抑制に寄与す るとともに、地方における雇用の場 創出に繋がり、介護従事者等の人 材育成の促進や、首都圏からの労 働力流入、ひいては地方創生の実 現が図られる。 ○「日本版CCRC・徳島モデル」の 推進により、空き家など既存ストック の効果的な活用促進が図られる とともに、新たなビジネスモデルの 確立・高齢者市場の開拓が進み、 地域経済の活性化が図られる。 ○健康でアクティブな高齢者の生 活を包括的に支援することにより、 健康増進・認知症防止に繋がり、ひ いては医療費の削減が図られる。	マイナンバー制度の導入で「災害 時」の本人確認や被災者支援が可 能となるが、それに加え、平時の地 域住民の「既往歴や投薬情報等」 の医療情報を連携し、地域包括ケ アの推進に資するとともに、災害発 生時には、被災者に対する迅速な 「治療や投薬」が提供できるよう、 実証実験を進める必要がある。	行政手続における特定 の個人を識別するた めの番号の利用等に 関する法律(マイナンバー法) 第9条	災害時における被災者支援対策と地域包括ケアの推進に向け、医療・介護情報の連携体制の構築を図るために「マイナンバー」を利用することを可能とし、実証実験を行うものとする。
					UAVの実証実験(認知症徘徊高齢 者の探索:高度50m～80m、荷 物運搬:高度30m程度)について、 以下の規制緩和が必要。i)電波 法:映像・データ通信の電波使用に 免許が必要。また、機器によっては 出力に制限があり有効距離が短 い。 ii)航空法:明確な規定がない。一 定の空域を「模型飛行機」で飛行さ せる場合は、あらかじめ国土交通 大臣への通報が必要。 iii)道路交通法:明確な規定がな い。許可対象にあたれば都度許可 が必要となり、手続きが煩雑。 iv)民法:(承諾を得ない限り)他人 の私有地上を飛行することができ ない。	電波法第4条、第10条、 第38条の6、第38条の 33、第39条、第39条の 13、電波法施行令第3 条、電波法施行規則第6 条、第33条、航空法第9 条の2、同法施行規則 第209条の4、道路交 通法第77条、民法第207 条	特区内のUAV使用については、事前に使用者と使用機材を 申請・登録し、必要な整備(検査)を行っていることを前提に 許可する。 i)電波法:特区で指定した機材については、免許を必要と せずに使用が可能。 ii)航空法:包括的な事前協議により、都度の国土交通省へ の通報は不要。 iii)道路交通法:包括的な事前計画で、警察への届出により 使用が可能(許可不要)。 iv)民法:建築物がない私有地(畑等)上空については使用 が可能(高度基準の策定要)。 ※実証実験にあたっては中山間地などを対象地域として(住 宅密集地を避け、公道も横切る程度とする)、事前に安全な ルートを想定した上で、パラシュート(高度50m以上の場合) 設置などの安全措置も講じながら実施するものとする。

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC)の推進 による「ふるさと・徳島回帰」の実現	徳島県	<p>(前ページと同様) 首都圏から本県ゆかりの高齢者の移住を促進し、地方への新たな人の流れを創出することにより、将来的な介護余力や地域に賦存する空き家等の資源を有効活用するとともに、もって地方における雇用確保と首都圏の介護需要の抑制に寄与する。 また、中山間地など過疎地域を中心に、地域包括ケアの推進や、全国屈指の光ブロードバンド環境を活用した安否確認システムの導入、UAV・遠隔医療などの近未来技術の実証実験など、関係団体・県内大学等と連携し、高齢者一人ひとりが安全・安心に、そして「ふるさと・徳島」の地域社会の一員として健康でアクティブな生活を過ごせる、日本版CCRC・徳島モデルの取組を推進し、全国に向けて発信する。</p>	<p>(前ページと同様) ○本県ゆかりの高齢者の地方回帰を促進することにより、首都圏の高齢化対策・介護需要抑制に寄与するとともに、地方における雇用の場創出に繋がり、介護従事者等の人材育成の促進や、首都圏からの労働力流入、ひいては地方創生の実現が図られる。 ○「日本版CCRC・徳島モデル」の推進により、空き家など既存ストックの効果的な活用促進が図られるとともに、新たなビジネスモデルの確立・高齢者市場の開拓が進み、地域経済の活性化が図られる。 ○健康でアクティブな高齢者の生活を包括的に支援することにより、健康増進・認知症防止に繋がり、ひいては医療費の削減が図られる。</p>	<p>(前ページと同様) UAVの実証実験(認知症徘徊高齢者の探索:高度50m～80m、荷物運搬:高度30m程度)について、以下の規制緩和が必要。i)電波法:映像・データ通信の電波使用に免許が必要。また、機器によっては出力に制限があり有効距離が短い。 ii)航空法:明確な規定がない。一定の空域を「模型飛行機」で飛行させる場合は、あらかじめ国土交通大臣への通報が必要。 iii)道路交通法:明確な規定がない。許可対象にあれば都度許可が必要となり、手続きが煩雑。 iv)民法:(承諾を得ない限り)他人の私有地上を飛行することができない。</p>	<p>(前ページと同様) 電波法第4条、第10条、第38条の6、第38条の33、第39条、第39条の13、電波法施行令第3条、電波法施行規則第6条、第33条、航空法第9条の2、同法施行規則第209条の4、道路交通法第77条、民法第207条</p>	<p>(前ページと同様) 特区内のUAV使用については、事前に使用者と使用機材を申請・登録し、必要な整備(検査)を行っていることを前提に許可する。 i)電波法:特区で指定した機材については、免許を必要とせずに使用が可能。 ii)航空法:包括的な事前協議により、都度の国土交通省への通報は不要。 iii)道路交通法:包括的な事前計画で、警察への届出により使用が可能(許可不要)。 iv)民法:建築物がない私有地(畑等)上空については使用が可能(高度基準の策定要)。 ※実証実験にあたっては中山間地などを対象地域として(住宅密集地を避け、公道も横切る程度とする)、事前に安全なルートを想定した上で、パラシュート(高度50m以上の場合)設置などの安全措置も講じながら実施するものとする。</p>